

令和8年2月25日
兵庫県立リハビリテーション西播磨病院

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意について

院外処方箋に係る疑義照会を減らし、外来診療、保険薬局での調剤等を円滑に行うことを目的とし、「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」を運用いたします。適用には、本件の趣旨や各項目の詳細について、十分に理解していただいた上で合意することを条件としております。当院との合意がなされた場合、院外処方箋に係る疑義照会は、プロトコルの疑義照会の不要例については医師の同意がなされたとして、個別の処方医への確認を不要とします。

実施にあたっては、保険薬局・薬剤師会と当院との合意書の締結が必要となりますので、下記に従ってご対応をお願いいたします。

1. 合意書は、必要事項の記入および押印を確認し、原本2部を送付してください。
代表者は管理薬剤師でも構いません。
2. 当院で押印後に返送します。合意書受領日からプロトコルの運用が可能となります。
3. プロトコルにより処方変更を行った場合は、変更報告書に漏れなく記載し、FAXで送付してください。その際は送信間違いに十分注意してください。

合意書の送付先

〒679-5165 兵庫県たつの市新宮町光都1丁目7番1号
兵庫県立リハビリテーション西播磨病院 薬剤部 宛

* 「合意書在中」と記載して郵送してください。